

小平市建築基準法施行細則第14条の規定による調査の項目等の一部改正新旧対照表

<該当条項抜粋>

新						旧					
別表						別表					
		ア 調査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準				ア 調査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準	
1 から 4 まで	(略)					1 から 4 まで	(略)				
5 避難施設等	(1)	(略)	(略)	(略)	令第120条若しくは第121条又は都条例第25条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第120条及び都条例第25条第2号を除く。）の規定に適合しないこと。	5 避難施設等	(1)	(略)	(略)	(略)	令第120条若しくは第121条又は都条例第25条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第120条及び都条例第25条第2項を除く。）の規定に適合しないこと。
	(2) から (6) まで	(略)	(略)	(略)	(略)		(2) から (6) まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	(7)	(略)	(略)	(略)	令第126条又は都条例第24条若しくは第51条第5号（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行		(7)	(略)	(略)	(略)	令第126条又は都条例第24条若しくは第51条第4号（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行

				われていない場合にあ っては、都条例第51 条第5号を除く。)の 規定に適合しないこと 。
(8) から (12)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)	(略)	(略)	(略)	令第120条、第12 1条若しくは第122 条又は都条例第7条の 2、第11条、第24 条、第45条若しくは 第51条（令第129 条第1項の規定が適用 され、かつ、階避難安 全性能に影響を及ぼす 修繕等が行われていな い場合又は令第129 条の2第1項の規定が 適用され、かつ、全館 避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われ ていない場合にあつて は、令第120条並び に都条例第11条、第 45条第1号、第2号 及び第51条第3号か ら第5号までを除く。 ）の規定に適合しない こと。
(14) から (42)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)			

				われていない場合にあ っては、都条例第51 条第4号を除く。)の 規定に適合しないこと 。
(8) から (12)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)	(略)	(略)	(略)	令第120条、第12 1条若しくは第122 条又は都条例第7条の 2、第11条、第24 条、第45条若しくは 第51条（令第129 条第1項の規定が適用 され、かつ、階避難安 全性能に影響を及ぼす 修繕等が行われていな い場合又は令第129 条の2第1項の規定が 適用され、かつ、全館 避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われ ていない場合にあつて は、令第120条並び に都条例第11条、第 45条第1号、第2号 及び第51条第2号か ら第4号までを除く。 ）の規定に適合しない こと。
(14) から (42)まで	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)			